



佐賀家漁場全景



漁撈具の特徴

これらの漁撈具の特徴を上げると次のようになります。

一、本資料は弘化元年（一八四四）以降、留萌市札受地区でニシン漁を営んできた佐賀家が昭和三十三年のニシン漁を予定して用意した漁撈具一式であること。

二、ニシンの漁撈具としては一括で残されている唯一の資料であり、他に類例を見ないものであること。

三、この資料は近代の北海道におけるニシン漁場経営とニシン漁の実態を示す唯一のものであること。

四、また、我国の沿岸漁場の実態と変遷を示す貴重な資料であること。

今後の課題

今後は、重要有形民俗文化財「留萌のニシン漁撈（旧佐賀家漁場）用具」を留萌市民の財産として、また、日本国民共有の財産として保護・保存対策を図ると共に、文化財の活用を積極的に押し進めるための方途を早急に模索してまいりたいと考えています。

最後になりましたが、この指定に対しまして、旧所有者の佐賀平一郎氏をはじめ、文化庁、北海道教育委員会、その他多くの関係者の方々に多大なご協力を賜りましたことを深く感謝申しあげます。

